

茨城工業高等専門学校学生会部・同好会技術指導コーチ制度実施要項

平成 17 年 10 月 5 日
制 定

(設置)

- 1 茨城工業高等専門学校(以下「本校」という。)学生会の部・同好会(以下「部等」という。)に、当該部等の技術力向上を図るため、技術指導コーチ(以下「コーチ」という。)を置くことができる。

(職務)

- 2 コーチは、指導教員の指示の下、日常の練習、大会等において専門的技術指導に当たるものとする。

(申請)

- 3 コーチの委嘱を希望する部等の指導教員は、別紙様式によるコーチ委嘱依頼書に必要事項を記入の上、コーチの委嘱を希望する年度の前年度の1月末までに校長に申請するものとする。

(許可)

- 4 校長は、前項の申請があったときは、学生委員会の議を経て、コーチの委嘱を許可するものとする。

(委嘱期間)

- 5 コーチの委嘱期間は、当該年度内とする。

(配慮義務)

- 6 校長は、本校に所属する学生又は職員(以下「本校関係者」という。)にコーチ業務を行わせるときは、学生にあっては授業時間外で、職員にあっては労働時間外で、授業又は労働に支障を来たさないよう配慮するものとする。

(指導日等)

- 7 コーチの指導日は、指導教員と協議の上、定めるものとする。ただし、原則として、1ヶ月の総指導日数は、15日を超えないものとする。

(指導時の特例)

- 8 コーチは、指導教員の指示を受けたときは、校内において単独で指導に当たることができる。

(校外指導)

- 9 コーチは、対外練習試合等学生の引率を伴うときは、指導教員の引率に同行し、学生の技術指導に当たることができる。

(辞任の申し出)

10 コーチは、自己の都合により学生の技術指導を辞退しようとするときは、指導教員を経て、校長にその旨を申し出るものとする。

(委嘱の取消し)

11 校長は、コーチが本校において学生の技術指導を行うことが適当でないと判断したときは、委嘱を取り消すことができる。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。